

【NSW 州】コロナ・ワクチンのブースター接種は5ヶ月後に接種可能（12月13日以降）

【ポイント】

●NSW 州政府は12月13日（月）、ファイザー社製及びモデルナ社製の新型コロナウイルス・ワクチンの2種について、18歳以上を対象にブースター接種（3回目）のタイミングを1ヶ月前倒しし、2回目の接種後5ヶ月間の間隔を開ければ接種可能とすると発表しました。

●豪州政府がブースター接種を推奨しているのは、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンの2種のみです。これらのブースター・ワクチンは無料で接種でき、オンライン予約が可能です（予約不要で接種できる医療機関あり）。なおブースター接種時には、2回のワクチン接種を完了していることを示す接種証明を提示する必要があります。

【本文】

1 NSW 州政府は12月13日（月）、ファイザー社製及びモデルナ社製の新型コロナウイルス・ワクチンの2種について、18歳以上を対象にブースター接種（3回目）のタイミングを1ヶ月前倒しし、2回目の接種後5ヶ月間の間隔を開ければ接種可能とすると発表しました（これまでは6ヶ月間の間隔を開けることが推奨されていました）。

なお、NSW 州政府による今次決定に先立って、豪州予防接種技術諮問グループ（ATAGI）が12月12日（日）に、オミクロン株とデルタ株双方の感染拡大を踏まえ、18歳以上の完全コロナ接種者については5か月以降のブースター接種を推奨すると発表しています。

2 以下に該当する人は、2回目の接種後、5ヶ月より更に短い間隔でのブースター接種が可能となる場合があります。

- （1）新型コロナウイルスの感染によるリスクが高い患者。
- （2）海外への渡航を予定しており、同地でブースター接種時期を迎える人。
- （3）ワクチンのアクセスに制限がある過疎地の接種プログラムに参与している人。
- （4）免疫疾患がある人（2回目の接種後、2ヶ月間の間隔を開けて3回目の接種が推奨される場合がありますので、該当する人はかかりつけ医（GP）にご相談ください。）

3 豪州政府がブースター接種を推奨しているのは、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンの2種のみです。

これらのブースター・ワクチンは無料で接種でき、オンライン予約が可能です（予約不要で接種できる医療機関もありますので、下記サイトをご参照ください）。

なおブースター接種時には、2回のワクチン接種を完了していることを示す接種証明を提示する必要があります。

4 ブースター接種は（義務ではなく）あくまで任意です。NSW 州政府は、新型コロナウイルスの効果が一定期間後に低下するとの最近の研究結果を踏まえ、ワクチンによる免疫を長期間持続させるためブースター接種を強く推奨する、としています。

5 予防接種を受けることに関する判断に当たっては、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、当局のウェブサイトなどによる最新情報をご確認いただくようお願いいたします。

○NSW 州政府ウェブサイト

（12月13日発表：コロナ・ワクチンのブースター接種は5ヶ月後に接種可能）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/vaccination/get-vaccinated/boosters>

（ブースター接種オンライン予約サイト）

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/booking/>

（ブースター接種が可能な医療機関のリスト：予約不要の医療機関を含む）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/vaccination/get-vaccinated/nsw-health-vaccination-clinics>

○豪州予防接種技術諮問グループ（ATAGI）ウェブサイト

（12月12日発表：デルタ株及びオミクロン変異株への対応を含めた、ファイザー社製及びモデルナ社製ワクチンのブースター接種の推奨）

<https://www.health.gov.au/news/atagi-statement-on-the-omicron-variant-and-timing-of-covid-19-booster-vaccination>

(12月12日発表: ATAGI がモデルナ社製ワクチンのブースター接種を暫定認可)

<https://www.health.gov.au/news/australian-technical-advisory-group-on-immunisation-atagi-recommendations-on-the-use-of-spikevax-moderna-as-a-covid-19-booster-vaccine>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>